

<対策のポイント>

食品関連事業者から発生する食品ロス削減を促進するため、**フードバンク活動の発展に向けた取組を支援**します。

<事業目標>

平成12年度比で事業系食品ロス量を半減（273万トン [令和12年度まで]）

<事業の内容>

<事業イメージ>

フードバンク活動団体による以下の取組について支援を行います。

1. 検討会や研修会開催、普及啓発、人材育成及び団体間の連携強化の取組
【補助率定額】
2. 生鮮食品等の取扱量の拡大に向けた取組【補助率1/2】

(1. の取組例)

- ・ 食品関連事業者、フードバンク活動団体、社会福祉法人等で構成される検討会を設置して具体的な取組計画やルール策定に向けた検討を行い、取りまとめた内容を関係する職員へ説明するための研修会を開催
- ・ フードバンク活動推進に資する普及啓発資料を作成し、フードバンク活動の関係者に普及啓発を実施
- ・ フードバンク活動団体の人材育成に向けて、先進フードバンクでの現地研修を受講
- ・ フードバンク活動団体間の連携強化を図るための情報交換会を開催

(2. の取組例)

- ・ 未利用食品を一時保管するための倉庫の賃借
- ・ 未利用食品を運搬するためのハンドリフト、レンタカーの賃借
- ・ 食品管理の高度化を図るための食品の入出庫管理機器の賃借

【支援対象団体】

これまで農林水産省のフードバンク支援事業において、3回以上補助を受けたことのないフードバンク活動団体であって、下記のいずれかに該当するフードバンク活動団体

- 令和3年4月1日においてフードバンク活動の開始から3年を経過していないフードバンク活動団体（新たにフードバンク活動を開始する団体を含む）
- 青果物等生鮮食品の取扱量を拡大するフードバンク活動団体等

※社会福祉協議会、都道府県、市区町村等も支援対象団体に含まれます



<事業の流れ>

